

## 第 25 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 8 月 25 日（木）午前 9 時 30 分から午前 10 時 24 分
  2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室
  3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	8 番	西田 暁	
	9 番	高田 照美	10 番	白川 秋信	
  4. 欠席委員 12 番 小山 重和
  5. 議事日程
    - 第 1 議事録署名委員の指名
    - 第 2 諸般の報告
    - 第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 26 年度第 3 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について  
議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 25 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について  
議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について  
議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 6 号 農地流動化奨励金交付申請について  
議案第 7 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について
  6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	河野 彰子
農地振興係主任	日高 隆一郎
【総合農政課 農業再生対策係長	鮫島 幸紀】
  7. 会議の概要
- 事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立

していることを報告いたします。

議長 長 ただ今から、第 25 回農業委員会定例総会を開会いたします。  
議長 長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい  
でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 10 番、白  
川 秋信 委員。1 番、寺田 誠 委員を指名します。

今回より「諸般の報告」については、後ほど開かれる全員協議会の中で  
ご報告いたします。

議長 長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条  
第 1 項の規定による平成 26 年度第 3 号農用地利用集積計画の一部変更に  
対する意見決定について、を議題にします。

なお、整理番号 5 番について、高田委員が農業委員会法第 24 条議事参  
与の制限に該当しますので、高田委員の退場を求めます。

(高田委員、退場。)

議長 長 先に整理番号 5 番からのご説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第 1 号は農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権 7 件の内 1 件)  
について承認を求めるものでございます。資料 2 ページをお開きください。

整理番号 5 番は、平成 26 年度第 3 号にて承認された、平成 26 年 10 月  
31 日付け公告の一部変更に関する、貸す人・A。借る人・B 社 ござい  
ます。資料 3 ページの説明をいたします。

整理番号 5 についてですが、(表中の)一番下のほうの、平成 26 年 10  
月 31 日の公告日で、始期が平成 26 年 10 月 1 日から、終期が平成 31 年 9  
月 30 日までの 5 年間設定で、合意解約日が平成 28 年 7 月 25 日。面積が  
田の 10,896 m<sup>2</sup> の内、2,996 m<sup>2</sup> になります。備考欄のほうに『地下水位が  
高く排水対策等が取りにくかった』ことが理由となっております。

資料 4 ページをご覧ください。整理番号 5 番について説明をいたします。

利用権設定をする者は、〇〇〇〇—〇 A さん で、利用権設定を受け  
る者は、B 社 でございます。登記・現況は 田で、2 筆の 2,996 m<sup>2</sup>。権利  
の内容は主に水田裏作でレタス等を作付けして、設定をしておりましたが、  
平成 28 年 7 月 25 日付けで合意解約の申し出によるものでございます。

個別の資料については、9 ページに添付してありますので、お目通しを  
お願いいたします。

以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑ありませんか。

議長 長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号 整理番号5番については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号 整理番号5番については原案どおり決定いたしました。

議長 高田委員の入場を求めます。  
(高田委員、入場。)

議長 次に整理番号5番を除く1番から7番までのご説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権7件の内残り6件)について承認を求めるものでございます。

資料3ページをお開きください。整理番号5番を除く整理番号1番から整理番号7番については、平成26年度第3号にて承認された、平成26年10月31日付けの広告の一部変更に関する、貸す人・C 外5名。借る人・B社 でございます。

いずれも水田裏作による期間借用で、9月1日から1月31日までの期間借用と10月1日から2月28日までの期間借用で、全体が田で12筆、15,598㎡。平成28年7月25日付けの合意解約に関するものでございます。いずれも地下水位が高く排水対策等が取り難かったことが(レタスの作付けに適していなかった)理由でございます。

変更計画内訳書について説明します。資料4ページをお開きください。

整理番号5番を除く整理番号1番から整理番号7番については、関連がありますのでまとめて説明させていただきます。

利用権設定をする者は、〇〇〇〇—〇 Cさん 外5名で、利用権設定を受ける者は、整理番号1番から7番までB社 でございます。登記・現況は 田で12筆の15,598㎡。権利の内容は主に水田裏作でレタス等の作付けで設定をしておりましたが、平成28年7月25日付けで合意解約の申し出によるものでございます。

個別の資料については、5ページから11ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

議長 ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい。白川委員。

10番委員 えっと、B社との解約が7名いるんですけれども、今後の見通しで、これ以外の田畑から、また今後作付けが出来ていないというようなことで、解約がされる可能性があるんですか？

議長  
事務局

はい。事務局。

B社 関係について、近況を交えて報告をさせていただきます。28年度の作付けの面積ですけど、まあここにはレタスの栽培に地下水位が高く、作付けが厳しいと一理由を掲げていますが、これもそうなんですけど、実際の企業の枠と言いますか、これが28年度、15ヘクタール、ここに抑えようということが、裏には実はあるようでございます。3年目に入っている訳ですけど、昨日、会長も来て話をしたところですけど、今後そのペースは維持していきたいという状況です。

(他の作物として) レンコンを作っているんですけど、レンコンも他の作物に影響を及ぼさない場所を選定して、レンコンを拡げたいというような状況が3年目に入って、実情はそういうところなんです。合意解約をした人に、例えば来年レタス等を増やしたいということが出た場合、合意解約をしても、来年また貸してくれとそういうことが出たら中々複雑化しますので、そこについては話しを、お願いをしているところではありますが、まあ15ヘクタールを確保していくということが現実でございます。以上です。

議長  
10番委員

白川委員、よろしいですか。

えっと、3年前にここでレタスを作るということで参入して来て、町民もかなり注目というか、南種子町民の所得向上とか、色んな分野において注目をされていた訳ですが、それが例えば3～5年で全部止めるということになると、また南種子にとってもどうかなあと思われますので、なるべくまあ、そういうふうなことがないように一つ町側としての働きかけというか、そういうことでお願いをしたいと思えます。終わります。

議長  
事務局

はい。事務局。

3年目を迎えてますので、白川委員のおっしゃるように、町としてもこれは維持していきたいと、皆さんの本音じゃないかなと思います。

若干、突っ込んだ状況は、集出荷場が〇〇にある訳ですけど、もう農業をしないと、誰かに貸したいと、年齢的に高齢化になって来ていて、そういう依頼も事務所に届いております。であるので、『B社』に貸したいという人は沢山います。私のほうにも作ってくれないかという人ですね。特に、レタスの後に飼料稲などを29年に作るのは不透明でありますけど、そういう意味でレタスを作った後に元肥を入れなくて飼料稲が作れるとか、そういう情報が走っております。私の田んぼもどうか、『B社』さん、作ってくれないかと、農業委員会を通さなくて相対で色々飛び交っております。そういう現実もありますので、ただそこだけを無作法にB社だけに集積をしても、外の経営体に支障があるといけないので、バランスを取りながら、情報収集をしながら、進めていくべきかなと思います。白川委員のおっしゃるように、昨日、会長とも懇談をしましたけれども、続けるということを確認しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

議長

はい。白川委員、よろしいですね。

10 番委員 はい。

議長 はい、他にないですか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 1 号 整理番号 5 番を除く 1 番から 7 番については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 1 号 整理番号 5 番を除く 1 番から 7 番については、原案どおり決定いたしました。

議長 (日程第 3) 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 25 号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局 事務局より議案第 2 号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第 2 号は農用地利用集積計画の承認について、平成 28 年 8 月 31 日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権 4 件を定めたいので、承認を求めるものでございます。資料は 16 ページをご覧ください。農用地利用集積計画 賃貸借権 4 件について説明いたします。

今回、利用権設定をする方は、大阪府東大阪市〇〇〇〇番〇—〇〇号 D さん 外 3 名で、利用権設定を受ける方は、〇〇〇〇番地 E さん 外 2 名 です。

現況は、畑が 4 筆で 9,725 m<sup>2</sup>、田が 4,184 m<sup>2</sup>、全体で 13,909 m<sup>2</sup> です。設定期間は、整理番号 1 番が 10 年間設定の再設定、整理番号 2 番から 4 番が 5 年間設定、整理番号 2・3 番が再設定、4 番が新規設定となっております。

個別の資料につきましては、17 ページから 23 ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

議長 ありませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 2 号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 2 号については原案どおり決定いたしました。

議長 (日程第 4) 議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、を議題にします。申請人・F 外 1 件

を議題とします。

事務局

事務局より議案第3号の説明をお願いします。日高主任。

25ページをお開きください。

議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、2件です。整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、静岡県藤枝市〇〇〇〇丁目〇〇番地の〇〇のFさん。

土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇番〇 1筆で、登記地目が畑、農地台帳上の現況地目も畑。地積は769㎡です。

変更年月日については、平成10年以前です。

現況といたしまして、『申請地は、平成10年以前より山林として利用され現在に至っております』とのことです。

参考資料は、26ページから添付していますので、お目通しをお願いします。

整理番号2番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇〇〇番地〇のGさん。

土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇番〇 1筆で、登記地目が田、農地台帳上の現況地目も田。地積は398㎡です。

変更年月日については、昭和50年頃です。

現況といたしまして、『申請地は、昭和50年頃より〇〇〇〇と一体として宅地として利用され現在に至っております』とのことです。

参考資料は、28ページから添付していますので、お目通しをお願いします。

以上2件の内容につきましては、8月10日の現地調査において、相違ないことを確認しております。以上で説明を終わります。

7番委員

整理番号2番について、事務局より説明がありましたけれども、そのとおりでこの土地については、〇〇〇〇橋の角でございまして、〇〇〇〇がございまして、その後ろのほうで現在、駐車場に使われております。

農地に復元というのは非常に難しいところだと思います。ということで現在、使われているんですけども、今後もそのように駐車場として使われると思います。農地としての復元は非常に難しいと思いますので、その辺をよろしく願いいたします。

議長

整理番号1番については、私のほうより説明をいたします。

5番委員

この土地に関しては、最初3条で出てきた訳ですけども、現地調査の結果、3条で畑にするのは無理じゃないかなということでありまして、現地を見てのとおり、大きい木が生い茂っております。畑にするには無理じゃないかなということで、非農地申請をお願いしたところでございます。

26ページの地図を見ても、20年頃前まではそんなに荒れていな

かった訳ですけれども、宅地の前でこの人が1人で、Fさんのお母さんが1人で、家の前の土地だけは綺麗にしようということで、手を入れておった訳ですけれども、お母さんがFさんの居る〇〇に引き上げてからのことでございます。だんだん土地も荒れて来て、重機の入るような土地ではないなと思います。皆さま方のご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議長 (日程第5) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題にします。譲渡人・H、譲受人・I、事務局より議案第4号の説明をお願いします。日高主任。

事務局 資料31ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が鹿児島市〇〇〇〇番〇〇号 Hさん。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地 Iさんです。

土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇番。地目は登記地目が田で、現況地目が畑、地積は2,384㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、32ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は33ページから添付しています。

以上1件につきましては、8月10日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号1番については、私のほうより説明をいたします。

5番委員 この件につきましては、現地調査の結果、状況を調べて調査した結果、ハウスを2棟建てて下のほうには、県道近くのほうには、さつまいもが作られております。

この件に関しては、Hさんのお父さんのほうですけれども、お父さんは〇〇旅館という、鹿児島市で旅館業を営んでおったんですけれども、〇〇〇〇に関して土地が沢山あったということでありまして、Jさん、それ

から I さん等は親戚関係で管理しておった訳ですけども、この〇〇〇に関しては、I さんが管理しております、この 33 ページの県道脇からずっと畑の裏側だけであった訳です。これが地籍に入る前のことでありまして、I さんがこの脇の右側の山を削って、下を埋めて畑にして、地籍を済ませて、今の現況になっている訳でございます。

で、その時に早く親父の代に名義を変えていけば良かった訳ですけど、それも出来ずに今になって名義変更をするということでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 4 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 4 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 (日程第 6) 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題にします。譲渡人・K、譲受人・L、外 1 件を議題にします。事務局より議案第 5 号の説明をお願いします。日高主任。

事 務 局 35 ページをお開きください。

議案第 5 号は、農地法第 5 条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が 2 件です。整理番号 1 番から、資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲受人が南種子町〇〇〇〇番地〇〇 L さん。譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地〇 K さん。

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇番〇〇と〇〇〇〇番〇〇。

登記・現況地目は 畑。地積は 〇〇〇〇番〇〇が 425 m<sup>2</sup>、〇〇〇〇番〇〇が 74 m<sup>2</sup> の合計で 499 m<sup>2</sup> です。

転用計画としまして、地目を 宅地 に変更。

工事計画は、平成 28 年 11 月から平成 29 年 4 月までの 6 ヶ月。

資金は、土地取得費 〇〇〇万円・造成費 〇〇万円・建築費として居宅 〇, 〇〇〇万円・物置 〇〇〇万円 の合計 〇, 〇〇〇万円で、全て融資となっています。

転用目的としましては、一般住宅です。

転用事由の詳細としまして、「現在借家住まいで、子供も成長し手狭になってきたため」とのことです。

周囲の状況につきましては、北・西側に農地があり、南側に宅地、東側が農道となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして、(1) 造成計画が、盛土・切土を最高 0.2m 行う。(2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。(3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅



1.2m程度設ける。(4)用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われ、所有権移転によるものです。参考資料は36ページから添付しています。

続いて41ページをお開きください。

整理番号2番。譲受人が愛知県一宮市〇〇〇丁目〇番地〇 Mさん。  
譲渡人が南種子町〇〇〇〇番地〇〇 Nさん。

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇番〇です。

登記・現況地目は畑。地積は463㎡です。

転用計画としまして、地目を宅地に変更。

工事計画は、平成29年1月から平成29年11月までの11ヶ月。

資金は、土地取得費〇〇〇万円・造成費〇〇万円・建築費〇,〇〇〇万円 合計〇,〇〇〇万円で、全て自己資金となっております。

転用目的としましては、簡易宿泊所です。

転用事由の詳細としまして、「旅館業の経営を計画しており、申請地において簡易宿泊所を建築し、これを運営していく為」とのことです。

周囲の状況につきましては、東側に町道があり、北側に雑種地、西・南側が宅地となっております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして、(1)造成計画が、切土を最高1.5m行う。(2)それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。(3)周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅1.0m程度設ける。(4)用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われ、所有権移転によるものです。参考資料は42ページから添付しています。

なお、この2件につきましては、8月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号1番、寺田委員。

1番委員 　　1番について説明をいたします。なお、土地の申請の場所は、〇〇〇の〇〇〇〇社宅に行く道の道沿いでございます。もう既に、このところは今年だけでも2件申請がありまして、一つは建築が終わっておりまして、(もう一つは)その隣のほうに、建築がほぼ完成状態で進んでおります。西側のほうにその場所がありまして、そちらのほうも全て住宅で埋まっ

ておりまして、その相中に丁度 500 m<sup>2</sup>未満の 499 m<sup>2</sup>の土地に丁度すわるような形で申請が来ております。

北側のほうに農地が少しありまして、西側のほうにちょっと広い農地がありますけれども、建築することによって通路が塞がれたり、風通しが悪くなったり、日当たりが悪くなったりするようなことは無いものと思われまます。農地に通ずる道は以前より確保されており、土地改良を行う農地の営農には支障には無いものと思われまます。以上でございます。

議 長  
10 番委員

整理番号 2 番、白川委員。

はい。それでは整理番号 2 番について、補足説明をさせていただきます。この場所は通常、番地では〇〇〇〇、〇 さんの隣接、隣でございます、Mさんという方が N さん から買い取りまして、簡易宿泊所を建設したいというようなことでございます。道路に隣接というか、道路から 2メートルくらいの高さで土地が上がっておりまして、そこに簡易宿泊所を建設したいということでございます。

隣接周りに対しても何ら影響を及ぼすようなことはないんじゃないかと、このように思われまますので、一つよろしく願いいたします。終わります。

議 長  
議 長  
議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

異議がないようですので、議案第 5 号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 5 号については原案どおり決定いたしました。

議 長  
事 務 局

(日程第 7) 議案第 6 号 農地流動化奨励金交付申請について、を議題にします。申請人・P 外 2 件です。事務局より議案第 6 号の説明をお願いします。河野係長。

47 ページをお開きください。

議案第 6 号は、農地流動化奨励金交付申請について審査を求めるものです。申請人は、P さん 外 2 件です。

総計といたしまして、計 10 筆、面積は 合計 288 アール。奨励金の合計金額が 144,000 円 です。

以上につきましては、8 月 10 日の現地調査において、全て耕作されていることを確認しております。以上で説明を終わります。

議 長  
議 長  
議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

他にありませんか。

(「ありません。」の声あり)

異議がないようですので、議案第 6 号については、原案どおり決定する

ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第6号については原案どおり決定いたしました。

議長 (日程第8) 議案第7号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、申請人・Qを議題にします。事務局より議案第7号の説明をお願いします。総合農政課 鮫島係長。

総合農政課 お疲れさまです。それでは議案第7号について、ご説明いたします。

議案第7号については、農業振興地域整備計画の変更に対して意見を求めるものであります。資料は49ページからになります。よろしく申し上げます。

今回の変更については、農用地区域からの除外の1件であります。申請者はQさんでありまして、変更しようとする土地については、大字〇〇字〇〇〇〇番〇、これが〇〇〇〇番〇の一部を140㎡、これを分筆した部分になりますが、ここを除外の申請ということになっております。

除外面積については、1.4アールということで、140㎡になります。

変更後の用途については、この用地の隣に、55ページの図面を見ていただければと思いますが、地番が振っていますが、この線で囲っている部分が農用地区域ということで指定されている部分であります。この隣、農用地区域に指定されていない隣の土地が宅地になるんですが、ここに対する進入路ということで、利用したいということでの除外の申請であります。よろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい。寺田委員。

1番委員 あの、ここに一般住宅、農家住宅ってある、この先に一般住宅と農家住宅がある訳ですか。

議長 はい。担当委員。

9番委員 はい。それでは、この土地について説明をしたいと思います。申請のあった進入路の農地ですけれども、55ページの地図を見ていただきたいと思います。

図面の中で斜線を引いている部分が今回の除外申請がされてきている1.4アールの土地です。この土地の脇に現在使用している通路があります。この通路につきましては、〇〇集落等の共有地の土地であって、まあ現在使わせていただいておりますけれども、自分たちの土地に通る道として、専用道路を取得したいということでの申請であります。まあ、〇〇集落のRさんの家に行く手前の土地でございます。別に申請について、問題はないんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 はい。事務局、説明はよろしいですか。寺田委員の質問は、その先に農

家住宅と一般住宅がありますかということですが。

議 長  
総合農政課

はい。鮫島係長。

はい。隣が宅地になっておりまして、そこに住宅が2軒、農家住宅、一般住宅でございます。

(「はい。」の声あり)

議 長  
事務局  
事務局

はい。事務局。

はい。〇〇〇〇番〇、1,949 m<sup>2</sup>、畑の上の土地に家が3軒ございます。

付け加えまして、55ページの資料の囲み、当該地の隣接地に家が3軒ございます。

1番委員  
9番委員

はい。大変よく分かりました。

S君の家、あの〇〇〇に下りる十字路から入って、1軒、2軒目 Rさんとの家の中間の土地になります。その左側に昔、Tさんの農家住宅が建っていたところを、Qさんが買って、そこに建物を建てているという状況で、その出入りの道が共有地の土地であるということで、私有地にしたいということでの申請であります。以上です。

議 長  
1番委員  
議 長

寺田委員。

はい。大変よく分かりました。

他に質問等はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第7号について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第7号については原案どおり決定いたしました。

議 長

以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。